

第1回川崎市行財政改革に関する計画策定委員会  
区役所のあり方検討部会

第1回 川崎市行財政改革に関する計画策定委員会 区役所のあり方検討部会

1 日 時 平成27年6月8日(月)午後6時

2 場 所 第4庁舎4階第3会議室

3 出席者

(1) 委 員 伊藤委員長、秋山委員、名和田委員

(2) 職 員 加藤市民・こども局長、武田区政推進部長、袖山行財政改革室長、岸行財政改革室担当課長、阿部企画調整課担当課長、勝盛自治推進部担当課長、谷村財政課担当課長、河合地域包括ケア推進室担当課長、山崎区調整課長、成沢区調整課担当係長

(3) 事務局

4 議 事

① 委嘱状交付

② 部会長の選出

③ 行財政改革に関する計画策定委員会 区役所のあり方検討部会について

④ 中長期的な区役所のあり方の基本的な考え方について

⑤ その他

5 傍聴者数 なし

午後5時59分開会

区調整課長 それでは定刻になりましたので、ただいまから第1回川崎市行財政改革に関する計画策定委員会 区役所のあり方検討部会を開催させていただきたいと存じます。

私は本日の司会を務めさせていただきます市民・こども局区政推進部区調整課の山崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして幾つか事務連絡をさせていただきます。

初めに、今日の部会は公開とさせていただいております。今のところお申し込みはございませんが、傍聴及びマスコミの方の取材を許可しております。会議の途中で入っていらっしゃることもあろうかと思っておりますので、御了承をいただければと思います。

また、本日の会議録でございますが、事務局で作成し、委員の皆様にご確認をいただいた上で公開の手続きを進めてさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。また、後ほど資料で御説明させていただきますが、今後、会議録の速記事務を委託している澤速記事務所の方が今同席をさせていただきます。あわせて御了承をいただきたいと思います。



市民・こども局長 秋山美紀様。川崎市行財政改革に関する計画策定委員会臨時委員を委嘱します。任期は平成28年3月31日までとします。平成27年6月8日。川崎市長 福田紀彦。代読でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

秋山委員 どうぞよろしくお願ひいたします。

区調整課長 続きまして、名和田是彦委員様。

市民・こども局長 名和田是彦様。川崎市行財政改革に関する計画策定委員会臨時委員を委嘱します。任期は平成28年3月31日までとします。平成27年6月8日。川崎市長 福田紀彦。代読でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

名和田委員 よろしくお願ひいたします。

区調整課長 それでは、次第にはございませんが、本日は第1回目でございます。改めて委員の皆様と川崎市側の出席者を紹介させていただきたいと存じます。

まず、アイウエオ順で恐縮ですが、委員の皆様から改めて御紹介させていただきます。

慶應大学環境情報学部准教授の秋山美紀委員です。

秋山委員 秋山です。どうぞよろしくお願ひいたします。

区調整課長 続きまして、首都大学東京大学院社会科学部教授の伊藤正次委員でございます。

伊藤委員 伊藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

区調整課長 続きまして、法政大学法学部教授の名和田是彦委員です。

名和田委員 名和田です。よろしくお願ひいたします。

区調整課長 委員の皆様の御紹介は以上でございます。

次に、川崎市側の出席者を紹介いたします。

加藤市民・こども局長でございます。

市民・こども局長 加藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

区調整課長 武田区政推進部長でございます。

区政推進部長 武田でございます。よろしくお願ひいたします。

区調整課長 袖山行財政改革室長でございます。

行財政改革室長 袖山です。どうぞよろしくお願ひいたします。

区調整課長 同じく行財政改革室の岸担当課長でございます。

行財政改革室担当課長 岸でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

区調整課長 阿部企画調整課担当課長でございます。

企画調整課担当課長 阿部でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

区調整課長 勝盛自治推進部担当課長でございます。

自治推進部担当課長 勝盛と申します。よろしくお願ひいたします。

区調整課長 谷村財政課担当課長でございます。

財政課担当課長 谷村です。よろしく申し上げます。

区調整課長 河合地域包括ケア推進室担当課長でございます。

地域包括ケア推進室担当課長 河合と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

区調整課長 成沢区調整課担当係長でございます。

区調整課担当係長 成沢と申します。よろしくお願ひいたします。

区調整課長 このほか関係職員を同席させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

それではここで加藤市民・子ども局長から皆様に御挨拶を申し上げます。

市民・子ども局長 改めまして、市民・子ども局長の加藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は大変お忙しい中、当部会に御出席をいただきましてありがとうございます。また、この区役所のあり方検討部会を設置するに当たりまして、委員に御就任いただきまして重ねて感謝申し上げます。

区役所改革についてでございますけれども、どこの政令市も同じだと思っておりますが、川崎市にとりましても重要課題の一つとしてこの間さまざまな取組を進めてまいりました。平成16年5月には、今日お手元の参考資料でございます区行政改革の基本方向をまとめ上げまして、こちらにも書いてございますが、窓口サービス機能中心の区役所から地域の課題を自ら発見し解決できる市民協働拠点へということで、この10年間、改革に向けて取組を進めてきたところでございます。

現在、新たな総合計画の策定作業を進めておりますが、この中におきまして、これからの10年間を見据えた区のあり方につきましても検討を進めているところでございます。これから10年と申しますと、川崎市の場合、当分は人口増が続くという状況ではございますけれども、急速な高齢化、さらには地域コミュニティの希薄化、そして地域包括ケアシステムの構築といった大きな課題がございます。

こういった課題に十分対応していくために、本日の委員に御就任いただきました先生方それぞれのお立場から専門的な御意見、御指導をいただきまして、この考え方をまとめていきたいと考えているところでございます。非常にタイトなスケジュールで大変恐縮ではございますが、ぜひ御協力をいただきますようお願い申し上げます、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

区調整課長 それでは、次第の2、部会長の選出に移らせていただきたいと存じます。川崎市附属機関設置条例に基づきまして、委員の皆様との互選により部会長を選出していただきたいと存じますが、いかがでございましょうか。

名和田委員 委員会の委員長に。

秋山委員 お願ひいたします。

区調整課長 親会議の行財政改革に関する計画策定委員会の委員長でもあります伊藤委員

をお願いしたいと存じます。よろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。それでは、部会長であります伊藤委員に御挨拶をお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

伊藤委員長 改めまして、首都大学東京の伊藤でございます。親委員会の行財政改革に関する計画策定委員会の委員長を仰せつかっております。今回、区役所のあり方に関して改めて検討の場を設けるということで、今、部会長に選出していただきました。

私は、第30次地方制度調査会の委員として大都市制度改革に関わる審議に関わっておりました。昨今、大阪の方でいろいろ動きもございまして、総合区ですとかいろいろな制度について検討したわけですが、基本的には大都市の中での住民自治のあり方、あるいはこれからの行財政の展望を見据えた効率的なサービスの執行体制のあり方について改めて検討する必要があるということが、全国的にも認識されつつあるということだろうと思います。

先ほど局長のお話にもございましたけれども、川崎市は、これからしばらくは人口がふえるということですが、いずれ超高齢化の波が押し寄せてきます。そのため、そうした効率的な執行体制を地域のレベルでどうつくっていいのか、市民の方々と協働する形でどういう体制を組めるのか、さらには住民の方々の意向をどのように地域の拠点である区役所で吸い上げていくのか、ということが改めて課題になっていると思います。ぜひ皆様方、職員の方々、委員の方々から現在の川崎市の状況について情報提供、あるいは御知見に基づく御意見をいただきまして、行財政改革に関する計画策定とあわせて全体像を描いていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

区調整課長 ありがとうございます。それでは、ここからは伊藤部会長に議事進行をお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

伊藤委員長 よろしく願いいたします。

それでは、次第に従いまして、議題3の行財政改革に関する計画策定委員会 区役所のあり方検討部会について事務局より御説明をお願いいたします。

区調整課担当係長 それでは、私から議題3につきまして御説明させていただきますので、資料1を御覧いただきたいと存じます。

資料1でございますが、(仮称)「中長期的な区役所のあり方」の策定に向けた「川崎市行財政改革に関する計画策定委員会 区のあり方検討部会」についてでございます。先ほど局長から申し上げましたように、今年度、新たな総合計画の策定と行財政改革に関する計画の策定を控えてございます。そうした中であって、区役所につきましても、言うまでもなく市民にとって最も身近な行政機関であるという中で、大都市制度に関する地方自治制度の見直しですとか、あるいは地域包括ケアシステムの構築など、政令指定都市の区役所に求められる役割や周辺環境が大きく変わりつつあ

る。本市におきましても、これまでの10年間にわたりまして区行政改革に取り組んできたところをごさいますけれども、今後の10年後を見据えて、川崎らしい新たな区役所のあり方を定める（仮称）中長期的な区役所のあり方を策定してまいりたいと考えております。つきましては、その点につきまして重点的に調査審議をしていただくため、川崎市行財政改革に関する計画策定委員会にこういった形で部会を設けて、区のあり方について検討していただくということでございます。

委員構成につきましては書いてあるとおりでございます。検討スケジュールにつきましては、今回6月の第1回を皮切りに、7月には、今こちらとして考えている内容が局区間の調整手法や人材育成のあり方と中間取りまとめについて、9月につきましては、区役所における住民自治のあり方、パンフレットにもございますけれども、区民会議も含めて住民自治のあり方について御議論いただければと思っております。11月には、後でスケジュールを御説明しますが、中長期的な区役所のあり方（素案）についてと、この部会としての検討結果の取りまとめを行ってまいりたいと思っております。2月には（仮称）中長期的な区役所のあり方をほぼ策定という形で、その御説明と平成28年度以降の具体的な取組について御議論いただければと思います。

また、別途、委員の皆様と、区長が7人おりますので、区長との意見交換会についてもできればと考えておるところでございます。

1枚おめくりいただきまして要綱がございまして、もう1枚めくっていただきまして資料2を御説明したいと存じます。

今年度の検討スケジュールでございますが、現在6月ということで第1回目の区役所のあり方検討部会を開催させていただいておりますが、その後、7月にはあり方の中間取りまとめという形で、新たな総合計画素案と行財政改革に関する計画の素案策定資料とあわせて公表してまいりたいと考えておるところでございます。その後、8月から10月にかけて、これも行財政改革に関する計画の取組と一緒に、計画策定についての市民参加の取組ということで、実際に市内の何カ所かで市民の方々と対話するという形で、区役所のあり方について市民の方々の御意見をいただきたいと考えております。11月には基本構想案と行財政改革に関する計画素案、さらには区役所の事務分掌条例を策定していくということとあわせて、11月にあり方素案という形で議会に出していきたいと考えております。12月のパブリックコメントを踏まえまして、2月にあり方（案）という形で出して、最終的には3月中長期的な区役所のあり方を策定してまいりたいと考えているところでございます。

委員の皆様におかれましては折々に御議論いただいて、それをしっかりとこのあり方の中に反映させていきたいと考えております。

議題3につきましては説明は以上でございます。

伊藤委員長 ありがとうございます。議題3につきましては当部会についての説明とい

うことでございますので、特段御意見がなければ次の議題に移りたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、続きまして議題4の中長期的な区役所のあり方の基本的な考え方について事務局から御説明をお願いいたします。

区調整課担当係長 それでは、資料3を御覧ください。区行政改革の取組についてということで、平成17年度からおおむね10年間の取組をあらわしたものでございます。

区行政改革の取組なのですけれども、基本的には平成14年度に策定いたしました行財政改革プランに基づきまして取り組んできたものでございます。先ほど局長から説明がありましたように、平成16年5月に区行政改革の基本方向を学識経験者の方々から御提言をいただきまして、その中で快適な窓口サービスの提供に加え、地域の課題を自ら発見し解決する市民協働拠点へという位置付けのもと、これまで総合計画と自治基本条例と行財政改革の推進、この3つの柱に基づきましてさまざまな取組を行ってまいりました。

そのときにあったのが目指すべき4つの区役所像というのがございまして、ここにある1から4までなのですけれども、地域の課題を発見し、迅速・的確な解決を図る区役所、2番目といたしまして、地域活動や非営利活動を支援する市民協働拠点としての区役所、3番目といたしまして、市民に便利で快適なサービスを効率的、効果的かつ総合的に提供する区役所、4番目といたしまして、地域住民の総意に基づく自治を實踐する区役所でございます。

1番目からかいつまんで御説明させていただきますと、1番目につきましては、子育て支援とまちづくりという大きな2つの柱がございまして、子育て支援といたしましては、区役所を子ども支援の拠点としていくことで、こども総合支援担当と、それを改組して平成20年度にはこども支援室という形で子どもを総合的に支援していく体制をつくりました。

次の項目といたしまして、公設保育園の管理運営、これは当時、今のこども本部で一元的にやっていた管理運営を、保育園を地域の子育て支援の拠点として活用していくという趣旨で、公立保育園とあわせて地域子育て支援センターを区役所に移管してございます。あわせて、こども文化センター、わくわくプラザも同じ趣旨で区役所に移管してございます。それから平成25年には、こども支援室をつくって、福祉事務所との関係が少し分かりづらくなっていたものですから、相談機能を児童家庭課に一元化いたしまして25年度に児童家庭課を設置して、専門相談などは児童家庭課に、地域支援をこども支援室にということで役割分担をしてございます。そして平成25年度の途中には待機児童ゼロ対策担当を設置しまして、待機児童ゼロ対策に向けた取組を区役所が一丸となって進める体制をとってまいりました。

それから、まちづくりの方は平成19年度にまちづくり支援担当を置きました。それ

まで建築課というのが各区役所にあったのですが、当時の耐震偽装の問題で建築課を引き揚げた関係で、区役所の相談窓口ということでまちづくり支援担当を置きました。

次に、区役所ごとに地域での初動期のまちづくりとあって、自分たちでどういうふうなまちづくりをするかというところを検討するスキームとしての地区まちづくり育成条例があるのですが、それを施行いたしました。平成22年度にあわせて道路公園センターを設置しまして、当時4つの公園事務所だったものを7つの区役所に分けて機能を強化してきたところでございます。

2番目の地域活動や非営利活動を支援する市民協働拠点としての区役所ですが、ここは協働、生涯学習、スポーツと3つの柱でございますけれども、1つは市民活動支援拠点の整備・拡充ということで、市レベル、区レベル、地域レベルでの市民活動拠点を、市民活動支援指針があるのですが、それに基づきましてそれぞれ市民の人たちが活動する場を整備してまいりました。

それから、協働型事業のルールというのがございまして、市民と区役所が協働でやる際のルールを定めたものでございますけれども、それに基づきまして区においては市民提案型協働事業をやってまいりました。市民の地域で活動する団体が地域の課題を見つけて、自らこういうふうにやりたいのだというのを提案して、プロポーザルで通れば、枠から幾ばくかの委託料をもらってその事業を実施するというものでございます。

それから平成22年度から23年度にかけまして、支所・出張所へ市民活動支援コーナーを整備拡充を図ってまいりました。

次に生涯学習でございますけれども、生涯学習につきましては、各区役所に市民館職員を併任ということで、市民が社会教育で学んだ成果を地域の課題の解決に還元していくという趣旨で、区役所の職員という位置付けを平成17年度から21年度までとりまして、22年度には教育文化会館、市民館の管理運営自体を区役所に移管するという形で、基本的には市長事務局という形をとってございます。

それからスポーツにつきましては、総合型地域スポーツクラブの設立などを支援するという目的で、地域スポーツ推進担当を平成22年度に各区役所に設置しております。あわせて、スポーツセンターなどの屋内スポーツ施設を区役所に移管しております。

3番目の市民に便利で快適なサービスを効率的、効果的かつ総合的に提供する区役所でございますけれども、こちらはサービスの向上と機能再編というところでございます。

サービスの向上といたしましては、戸籍の電算化ですとか、あるいは行政サービス端末の稼働ということで、戸籍の電算化はどこの窓口でも即時取得が可能となったこ

とを受けまして、行政サービス端末は区役所とか支所・出張所に端末を置いて、窓口  
に並ばなくても証明書の発行が受けられるというものでございます。それから区役所  
の窓口、区民課、保険年金課ですけれども、平日に区役所に来られない方への対応と  
いうことで、毎月第2・第4土曜日の午前中を通年で開設してございます。それから  
区民課のフロア案内の設置なのですけれども、市民の方々が区役所に来て、何の手續  
をとればいいのかよく分からない。実際にいらっしゃいますと、区民課に来てきよ  
ろきよろしているようなお客様もたくさんいらっしゃいますので、そういった方へのサ  
ービスの向上の一環といたしまして、フロア案内を設置してございます。それから、  
区役所サービス向上指針ということで、継続的にサービス向上を図るための手法を策  
定、改定してございます。それから最後なのですけれども、自動交付機による証明書  
交付実施方針の策定ということで、先ほど申し上げました行政サービス端末にかわり  
まして、コンビニエンスストアでの証明書交付ができるようになっておりますので、  
そこに向けた実施方針というのを平成23年度に策定してございます。今年度にはコン  
ビニ交付を始める予定でございます。

機能再編でございますが、川崎市も大正から昭和にかけて市町村合併を経て今の形  
になっております。そうした関係で、昔の村役場、町役場だったものが形を変えて今  
区役所、支所・出張所という形になっているのですが、市民の方々にとりまして非常  
に分かりにくい窓口サービスの提供体制ということで、こちらの整理とサービス向上  
をあわせて図ってまいりました。サービス向上の部分といたしましては、登戸行政サ  
ービスコーナーとか菅行政サービスコーナーを開設したり、あるいは行政サービスコ  
ーナーの日曜日の窓口の開設時間を延長してきたということでございます。

今申し上げた区役所、支所・出張所等の窓口サービス機能再編実施方針を策定し  
て、具体的に出張所の届け出窓口を区役所へ集約したとか、あるいはその方針の中で  
税務部門を区役所から財政局に集約したということで、少しスペースにゆとりができ  
ましたので、市民の方が快適に利用できるよう区役所快適化リフォーム事業で待合ス  
ペースの拡充などを図ってまいりました。

それから連絡所ということで、麻生区と宮前区が昭和57年に分区されているので  
すけれども、そのときに出張所だったものが連絡所として残っておりまして、証明書発  
行の機能を持っていたのですが、その発行件数が大変少ないということで、こちら  
についてはそれぞれ平成23年度、26年度に廃止させていただいております。

4番目でございます。地域住民の総意に基づく自治を实践する区役所というこ  
とで、予算と区役所機能強化という観点でございます。予算につきましては、平成17年  
度に（款）区役所費の創設を行っております。それまでは市民費ということで、市民  
費の中の区役所のお金だったのですが、平成17年度に独立して（款）区役所費を創設  
してございます。

それから魅力ある区づくり推進事業を平成18年度に協働推進事業費に改めまして、こちらはどちらかと言えば、これからは市民と一緒に協働でやっていくのだという趣旨で5,000万円から5,500万円に増額しております。あわせまして、区の課題解決に向けた取組予算の創設ということで、これは局と区の連携ということで、これまで区要望があつて、区役所が地域の要望を取りまとめて局に要望するという形を取っておったのですか、これからはそうではなくて、区が主体的に課題解決に取り組むのだということで、それを局と連携して取り組むという趣旨で区の課題解決に向けた取組予算をつくってございます。

平成27年度予算からは、今申し上げた協働推進事業と区の課題解決に向けた取組予算を地域課題対応事業費として統合しております。これは区役所が、どちらかといえばイベント主体というか、そういったものが主体であったところを、もっと課題解決に向き合うという趣旨で、地域課題対応事業ということで一本化してございます。あわせて予算要求権限を区長に付与ということで、これまでは私どもの今の区調整課を通じて財政課とやりとりをしていたのですが、平成23年度から区長が直接、財政当局と予算要求のやりとりをするようになったところでございます。

それから平成26年度には地域課題対応事業ということで、区独自事業を今まで5,500万円という各区一律枠だったのですが、それを積み上げ方式へ見直すということで、こういった部分では局とほぼ同じ形の予算の方式になっております。あとは区長権限で対応する区の新たな課題即応事業というのがございまして、これは年度途中で地域で突発的な課題が発生した場合に、区長権限で対応できるというものを用意してございます。

次に、区役所機能強化でございませけれども、平成18年度に区における総合行政の推進に関する規則ということで、これは庁内の調整、局と区の間ですとか、区と区の間ですとか、区内、区役所の中ですとか、そういったところの調整機能を定めた規則でございませ。

それから次に、平成18年度には区民会議が設置されまして、各区でこれまでに5期10年間の取組があります。地域の課題を解決するために区民の方々20人に集まっただけで議論して、課題解決策を検討して、最終的に区長に報告して、それをまた協働で取り組むという取組を行っております。

それから次に、各区役所に総務企画課と、改組して企画課というのを設置しております。これは区長のマネジメントの機能の補佐ですとか、あるいは企画調整機能の強化ということで企画課を設置してございます。

次に、平成24年度には東日本大震災を受けまして、各区役所、危機管理機能の強化ということで、区長直轄の危機管理担当を設置してございます。

今申し上げたのが区行政改革の主な取組ですけれども、別紙といたしまして個別に

取り組んだ目的、成果、課題とかが書いてございますので、そちらは後で御参照いただければと存じます。

それから資料3の下の方に、区役所に係る主な組織整備ということで、今申し上げたものとかぶる部分もあるのですけれども、少し御説明させていただきますと、税務部門につきましては、昭和47年の政令指定都市移行時から区役所内部組織としてありましたけれども、平成23年12月には税の専門性の確保、強化という観点から、財政局の方に市税事務所を設置して、そちらに集約してございます。区役所・支所内には市税証明発行コーナーということで、税証明の発行と市民からの相談に対応しているという取組をしてございます。

それから民生・衛生部門につきましては、平成7年に福祉事務所を区役所に編入してございます。それと平成9年度には保健所を区役所に編入しております。平成15年度には保健所と福祉事務所を統合して保健福祉センターという形で、課の中でも保健所機能、福祉事務所機能を入り組んだ形で、対象者別に保健福祉センターを設置してございます。平成23年度には、先ほど申し上げました公立保育所の管理運営を区役所に移管してございます。

右側に参りまして土木部門でございますが、昭和47年の政令指定都市移行時に、建築部門は当時もともと区役所内部組織としてありました。それから平成15年には土木事務所を建設センターということで区役所に移管してございます。平成19年度には、先ほど申し上げましたように建築部門をまちづくり局に集約しております。そして平成22年には公園事務所を各区役所に移管して、建設センターから道路公園センターという形で改組しております。

次に教育部門でございますが、平成22年に、先ほどの繰り返しになりますが、スポーツセンターを区役所に移管しているのと、あわせて教育文化会館、市民館を区役所に移管してございます。

その他ということで、24年には子ども文化センターとわくわくプラザを区役所に移管してございます。これは区行革の取組とか、それ以前からの取組を合わせてですけれども、これを政令市との比較ということで、資料3-2を御覧いただきたいと思えます。平成25年度になって恐縮ですけれども、こういった形で現在12都市ということで、行財政改革に関する計画でもこの12都市で比較をしておりますので、それを活用しておりますが、今、各政令市で持っている機能といたしましてこのような状況になっておりますので、御覧いただければと存じます。

長くなりましたが、私からの説明は以上でございます。

伊藤委員長 ありがとうございます。それでは一度ここで区切らせていただきまして、これまでの区行政改革の取組に関する今の御説明で、委員の皆さんから御意見、御感想、御質問等ございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

私から1つお伺いしたいのですけれども、資料3の目指すべき4つの区役所像の4番、予算についてなのですが、これは現在、平成22年度からは地域課題対応事業という形で積み上げ方式になっているということなので、現在では各区でこの予算というのはかなりばらばらな金額になっているのか。あるいは、その中身もかなり違うと理解してよろしいということでしょうか。

区調整課担当係長 ばらばらと言うほどばらばらではないのですが、ばらつきはございます。ばらつきの程度は私も金額のところは分からないのですが、積み上げでやっていますので、前までは5,500万円という枠でやっておったのですけれども、区によって飛び越えているものもあれば少し下がっているものもあるというのが実情でございます。

伊藤委員長 各区ごとのばらつきみたいなものはそれほどないということでしょうか。

区調整課担当係長 どどこまで程度をとるかということもあるのですけれども、何千万円の単位で違うということは今のところはないです。

伊藤委員長 では、枠の時代のものを比較的引き継いで、毎年予算要求して査定を受けるという形なのですか。

区調整課担当係長 平成26年度からですので、まだそんなには時間がたっていないのですが。

伊藤委員長 分かりました。

秋山委員 10年前から高い志のもとに革新的な取組をされてきたということが理解できました。質問というか、教えていただきたいのですが、2番にあります市民提案型協働事業、これはどのような事業がこれまで提案され実施に至ったのかと、その予算規模というのを大体でいいので教えていただきたいのが1点目。

それと4番にあります地域課題対応事業も恐らく性質が違うと思うのですが、どういものがこちら側に入っているのかというのを教えていただけますでしょうか。

区調整課担当係長 まず市民提案型協働事業でどのようなものが取り組まれてきたかというのと、区によっていろいろなものがございまして、私が区役所にいたときの経験になってしまうのですが、例えば地域で子どもたちのために映画をつくる取組をしたいのだということで、中学生を集めて映画を撮る、最終的には上映会をやるというようなことですか、あと落書き消しをやりたいのだというのがあったり、地域の中で公園を使ってプレイパークというのですか、そういうものをやったりとか高齢者の見守りとかいろいろなテーマにわたっております。

金額的には、それも具体的な金額まで分からないのですけれども、数十万程度ということで大体対応させていただいていると思います。

地域課題対応事業の方は千差万別でございまして、今、お手元にはないのですが、高齢者のこと、子どものこと、地域づくりのこととか、環境のことに取り組んだりと

か、これもさまざまなものがあるって、あとはイベント的に地域の交流をやったりとか、そういった内容になっています。

秋山委員　こちらは住民の方が提案したもので、こちらは区役所が……。

区調整課担当係長　区役所が持っている予算なので、ただ区役所が持っている予算といいますが、発意が住民であったりする場合もあるので、そこはいろいろなパターンがあるのですけれども、基本的には区役所でこれをやりますと決めた予算ですね。

市民提案型協働事業の方は、市民の方々に、こういった課題があるから解決したいのですと手を挙げてもらって、それについて一定のプロポーザルという形で審査を経て、そこで通れば予算をお渡しして、行政と協働しながら課題解決に取り組むというのが市民提案型協働事業になります。

秋山委員　分かりました。

名和田委員　気がついたら、もう数年ぐらい川崎市に関わらせていただいているので、それなりに知ってはいたはずのことなんだけれども、総括的に示されると、もう一回頭を整理しなければいけないなと思っているところです。私自身は政令指定都市の区役所制度に関心を持ったのは随分昔のもう25年くらい前の話なので、その間の穴も埋めないといけないなと今焦っているのですが、私はコミュニティ政策的な視点からの委員として選ばれたかと思しますので、それを検討するための前提的知識として伺わせていただきますと、川崎市は今回の検討会でも地域包括ケアシステムをどうつくるかということが大きな課題になっているとお見受けしますけれども、そこがかなり苦労しそうなのは、川崎市のコミュニティの仕組みに関係していると思うんですね。連合の区域が非常に広くて、かつそれが地区社協の区域と合っていないとか、コミュニティ施設についても、こども文化センターというのがあるんだけれども、これはいろいろな人が使えるというお話ではありますが、児童館的な機能にかなり特化していて、他方で老人いこいの家というのがあるとお聞きしておりますが、これらの地域施設をどのように地域包括ケアに活用できるかとか、そういったことはかなり調整しないと難しいことだと思うんですね。

そういう困難が多分あるのだと私は思っているのですけれども、今日は老人いこいの家の話が出なかったのですが、私も資料を昔いただいたのですけれども、済みません、概略を御説明いただければ。あれは区役所には移管されていないということなのですか。

区調整課担当係長　はい。指定管理で入っていますけれども、まだ健康福祉局で所管しております。

名和田委員　指定管理者は地元の。

区調整課担当係長　社協となっています。

名和田委員　一元的に社協なのですか。

地域包括ケア推進室担当課長 ほぼ社協でございます。

名和田委員 区社協ではなくて市社協ですか。

行財政改革室担当課長 区社協です。

名和田委員 実際に業務に当たっているのは、区社協が雇用した方々ということですか。

地域包括ケア推進室担当課長 そうですね、女性の方が多いのですけれども。

名和田委員 もう1点だけ、建築課を引き揚げたというので、横浜市なども引き揚げていて、僕は建築課が区役所にあった時代にハードの分かる人が区にいていいですよと随分言っていて、横浜市の職員は、いや、そんなことはないですよ、先生とかと言っていたのに、それを引き揚げた途端に、区役所にハードの専門家がいなくなって残念だとか言って、それみろと思ったのですが、川崎市はそこは賢くて、建築局は引き揚げるけれども、ハード系、技術系の職員をそれに替えて配置して、まちづくり支援担当を置かれた。これは非常に賢いやり方だと思うのですが、これと地区まちづくり条例とは連動して動いているのですか。自分が審議会をやっているのにそこを忘れていただけなのかもしれませんが、提案のときに区役所の職員がついてくるといふ姿が余り記憶にないのですが。

区調整課担当係長 連動というか、区役所の職員が一義的な窓口としての役割を果たしますので、実際、地区まちづくり育成条例で動き出すと、基本的にはまちづくり局の方で対応していくということで、一義的な相談窓口ということで対応をするというのが役割でございます。

名和田委員 建築課を引き揚げられたきっかけが偽装問題だったというのですけれども、むしろ偽装問題からの因果関係はちょっと想像しづらいのですが、ごく簡単に検討の経緯、どうしてそれをきっかけに引き揚げられたのかというのを。

区調整課担当係長 私もつぶさには分からないのですが、基本的に建築職の数の問題と専門性の確保ということで、集約してやらなければいけなくなった。偽装への対応というか、私も分からないのですが。

名和田委員 たしか民間主事は信用できないというので、川崎市に置いている建築主事に来るという場合に、各区役所で分かれているということなのですかね。確かに建築確認を申請するのは業者さんだから、別に各区になくてもいい。多分横浜市はそういう理屈で引き揚げたと聞いていますけれども、川崎市のまちづくり局に集約されている方が対応しやすいということなのですかね。

区調整課担当係長 大体そのようなことだと思います。

伊藤委員長 今のお話で、集約したことで、区役所と区のレベルのまちづくりと切れているということで何らかの支障が出ているとか、そういう議論は特にはないのでしょうか。

区調整課担当係長 私たちが聞いている限りでは、特にはそれではないですし、

感覚的なところになってしまうのですけれども、私がちょうど区役所にいたときに集約されたのですが、区役所に持ち込まれるトラブル件数が減ったというのが感覚的にはあります。というのは、市長への手紙とかも建築絡みの話が多かったのですが、それが途端になくなってしまったというのがあります。逆に、そういった課題を把握するという部分では、もしかしたら区役所の機能が弱まった部分もあるのかもしれないです。

伊藤委員長 現場に近いところにいればいろいろ情報が入ってくる可能性はあるんですけども、分散していると全市的な専門性が確保できないというので集約されているということですね。もし何かそこでいろいろ支障があるということであれば、この部会にも情報を上げていただきたいと思います。

区調整課担当係長 分かりました。

伊藤委員長 ほかにはいかがでしょうか。私も川崎市に関わり始めてまだ日が浅いので理解していない部分があるのですけれども、先ほどの秋山委員から御質問があった地域課題対応事業に関して、区民会議との関係なのですが、各区民会議でその課題について検討した上で予算要求となっているというのは共通した手続ということで理解してよろしいのでしょうか。

区調整課担当係長 区民会議で出た意見が全部予算化するかといたら、必ずしもそうではないのですけれども、区民会議で出た意見を踏まえて地域でやっというときに予算が必要であれば、それを地域課題対応事業で予算化してというのは多くの区で行っています。

伊藤委員長 区長さんなり区役所の方で考えている課題を事業として要求していくときに、必ず区民会議の議を経るという形にはなっていないのですか。

区調整課担当係長 そういう形ではないです。

伊藤委員長 けれども実質的にはそこで議論することも多いという理解でよろしいですか。

区調整課担当係長 区民会議は基本的には地域の方々が自分たちで見つけてきた課題を議論するところに今はなっています。区長とか事務局サイドが思っているから、それを諮問・答申という形ではなくて、自分たちで見つけてきた課題を議論していただくという場ですので、余り区長が思っていることの意味を聞くという形では今はないです。

伊藤委員長 分かりました。

名和田委員 だんだんこの議題のもとにどんなことを質問すればいいのか分かってきたので、もう2つ聞かせてください。

1つは、魅力ある区づくり推進費なのですけれども、横浜市は個性ある区づくり推進費で1億円だか今は8,000万円ですか、ところが、これについては実際には各区の主

導性に基づいて戦略的に使うようになっていなくて、財政状態が悪いものだから固定費部分を代替するように使われていて、けしからんという議論がよく職員の間からも聞かれるのですけれども、少なくとも仕組みの上ではそういうことを回避できるように川崎市ではなっていると、今日初めて御説明を伺って理解して、これは仕組みとしては優れているなど思うのですが、では具体的に積み上げ方式でやってくるような中身に固定費を代替するような、ほかで局が予算をくれないから、しょうがないからここへ流し込んで予算化している、そういうのはないのかどうか、やや漠然たる質問かも知れませんが、お聞きしたいというのが1つ。

それからもう1つは、区役所機能の強化のところで、区内の総合調整機能をこういうふうに置いてきたという御説明だったと理解したのですけれども、区役所の中の総合調整機能を担保する組織改革というのは、もっと前から行われていますよね。私はこの組織図を見て、こういう総合何とか係とか何とか課とかが置かれているなどということ、あと事務文書規程の中で総合調整に関することなどがあるなどか、そういう紙の資料の上でしか知らないものですから、皆さんもお若い方だから昔のことをすぐ即座に分かるわけではないと思いますけれども、区における総合調整機能のあり方のちょっとした歴史みたいなものが分かるとうれしいなと思って、今日いきなりというわけにはいかないかも知れませんが、耳寄りな情報なりデータなり資料なりがありましたらここに上げていただけるとうれしいと思います。多分昭和60年代ぐらいからそういう流れがあったと思うんですね。

財政課担当課長 予算の話でいきますと、先ほど申し上げたところの今ですと地域課題対応、こちらは1件ずつ財政局の方と調整させていただいた上で予算計上ということになっていますので、基本的にはこれを固定費にという考え方はないです。ただ、今年度、平成27年度からは各区の運営費ですとか光熱費ですとか、そういったものが予算書上は同じところに所属するようになりましたので、仮に電気代が足りないといった場合には、技術的には流用できる形になっています。ただ、予算を計上したときの考え方では、そういったところについては基本的にはないということでございます。

区調整課担当係長 区役所の総合調整機能なんですけれども、何をもってというところは正直あるのですが、平成2年に区政推進という言葉が出てきました。当然地域住民とのやりとりというのは昔からありますので、それとは別に区政推進という言葉が平成2年ごろ出てきましたので、そのころからだったのかなと思います。ただ、詳しい資料はまた別途御用意したいと思いますけれども、その区政推進が改組されて、平成16年に総合企画課という形になっておりますので、大体そのころから徐々にという形かと思えます。

企画調整課担当課長 区における総合行政の推進に関する規則で狙っているところは、区の内部における機能の総合化という部分については、今、成沢の方から御説明したよ

うに以前からいろいろな形であったんですけども、ここで狙ったのは区と事業局との間で、区民の声などを背景にこんなふうにしたいということがあった場合に、区からの発意で局と事業調整を行う、そういったことの何かしら裏付け、担保みたいなことが規則上できないかということで、そこがもう1つの狙いとしてありまして、平成18年度に規則として制定したという経過がございます。

1つその規則というのが、区民会議が発意した地域課題の対応を担保する、裏付けるもの、予算とルールとで一緒に担保する、そういった思想で同じ時期に整備されたということがございます。

秋山委員 基本的なところから教えていただきたいのですが、まず区民会議の委員について、こちらの方に20人以内で各団体の推薦者等、それから応募した人と書かれているのですが、それぞれの区でこの団体の人は必ず入っているというような、たとえば民生委員・児童委員だったりとか、保健推進員だったりとかいろいろな組織が各区にあると思うのですが、どういう方たちが入っているのか。なり手が各地区十分いらっやって機能しているのかというあたりの実態を伺いたいということが1点。

あと地域包括支援センターとの対応関係というか、どういう範囲で重なっているのかというあたりも教えていただけると。

区調整課長 区民会議の委員構成につきましては、パンフレットの中に挟んであります区民会議条例施行規則の方でございますが、こちらの第3条に分野がございます、8つの分野、8つ目は地域特性に応じたということでございますけれども、分野ごとにそれぞれ区の方で推薦団体等を決めております。必ず共通しているところと言えば、(7)の地域住民組織活動、まちづくり活動など市民自治を推進する分野ということで、町内会・自治会の代表の方が入ったりということと、(5)で言えば産業の振興、都市拠点の形成などまちの活力を高める分野というところでは、企業が集まっている川崎区などでは川崎商工会議所の方が入っていたりとかという部分がございますけれども、基本的にはこの分野に基づいて一番適当と思われる団体を区ごとの実情に基づいて決めておりますので、区によっては地域ごとの代表のような方を選んでいる場合もありますし、特に分野を決めていない公募の委員の割合を多くしたりというようなことは区ごとの実情に応じて決めております。

秋山委員 人数は差があるのですか。20人以内と書かれているのですか。。

区調整課長 20人の中でそれぞれ分野を割り振ったりとか、公募委員の人数を変えたりとかということですか。

秋山委員 どこの区も20名委員がいらっしゃるのですか。

区調整課長 20名です。そこは同じです。

区調整課担当係長 地域包括支援センターの関係で言いますと、余り綿密な関係というのは特になくて、地域包括支援センターは区の中に数カ所ありますけれども、そこはそ

こととして活動していて、区民会議とは基本的には切り離されていて、区民会議からの提案を受けて、高齢者の見守りみたいなきには当然連携してやっていく必要がございますけれども、会議としての連携というのは特段はない状況です。

秋山委員 分かりました。では、ほとんどメンバーの重複などもないという理解でいいですか。

区調整課担当係長 ただ、地域包括支援センターには社協の方が入ったり、あるいは見守りをやっている市民グループの方も入っていたりします。そうすると、区民会議に地域包括支援センターの方が入っていたこともあります。

秋山委員 分かりました。

伊藤委員長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。また何か現状について御質問がありましたら、後ほど戻ることもあり得べしということで、それでは引き続き資料4の説明を事務局からお願いいたします。

区調整課担当係長 それでは、資料4を御覧いただきたいと思います。（仮称）「中長期的な区役所のあり方」の策定に向けた基本的な考え方でございます。こちらにつきましては、これまで平成26年度からの検討を本格的に進めておりまして、これまで庁内で議論されてきたことをここに記してございます。

まず初めに、先生方の前で大変恐縮でございますけれども、区役所の位置付けといたしましては、まず基本的なところといたしまして地方自治法がございまして、言うまでもないことかもしれませんが、指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所または必要があると認めるときはその出張所を置くものとするということで、基本的には普通の市町村における支所・出張所の設置規定がございしますが、その例外ということで置いているということで、市長の権限に属する事務の全般にわたって地域的に分掌する総合出先機関というのが基本的な位置付けでございます。住民の利便性を確保するための窓口サービス機能が地方自治法で想定されているところでございます。

一方で、本市では自治基本条例というのを持っておりますが、そこでは、太字の部分ですけれども、身近な行政サービスを効率的、効果的かつ総合的に提供し、これが言ってみれば地方自治法で規定されているところですが、それ以外に参加及び協働による暮らしやすい地域社会を築くためということで、こちらを本市独自の区役所の役割として規定しているところでございます。

さらに、参考で総合区ということで、先ほど地方自治法上の基本的な性格は総合出先機関と申し上げたのですが、総合区というのは改正地方自治法によって新たに位置付けられました。ただ、本市といたしましては、まだ現段階では導入することではなく、他都市の動向ですとか、あるいは本市、政令市で検討しています特別自治市構想

というのがございますので、そういったものを踏まえながら引き続き研究をしていきたいと考えております。

なお、総合区の事務・権限というのはそこに書いてございますとおりで、まちづくりの推進とか、交流とか、社会福祉及び保健衛生に関する事務のうち区域に住所を有する者に対して直接提供される役務ということでございます。総合区長特有の権限といたしましては、総合区の職員の任免権ですとか、歳入歳出予算のうち総合区長が執行する事務に関して市長に対する意見表明ができる、そういったようなことが総合区長の権限ということになってございます。

そういった区役所の位置付けで、その前提のもとお話をさせていただきたいと思っておりますが、2番目に参りまして、「区行政改革の基本方向」に基づく区行政改革の主な課題ということで、先ほど説明をいたしました中で、10年間には課題もございまして、大きく言うと、1つは局区間の連携・役割分担・調整のあり方ということでございます。先ほど申し上げました（旧）局区連携事業、局と区の間で連携してやっていくということで、区と本庁との間で地域課題の捉え方に差異があるのが実情で、同じものを見ていても捉え方に局と区役所の間で見方にどうしても差があるということがございます。区では喫緊の課題と思っておりますが、局から見れば、全市的に見ればそうでもないのではないかと捉え方がどうしてもあるといったこととございます。

それから、区役所に移管された施設・事務事業がある一方、集約された事務事業もあり分かりにくいということで、先ほど移管集約のお話をさせていただきましたけれども、それぞれを見れば当然そのときの理由があってやっているわけですが、全体としてぱっと見たときには整合性がとれていないのではないかと御批判も受けることもありまして、これはやはり分かりにくいということがございます。

それから、移管による職員数が増になるなど一部に非効率な面があるということで、当然折り込み済みでやってはいるのですけれども、そういった中でも今後の持続可能な行財政運営ということを考えますと、そこにも一部非効率な面があるという実態がございます。

それから次のその他の課題でございますけれども、専門知識や技術・技能の継承についての計画的な人材育成ということです。これは、今まで局の出先であったものを区に移管しているということで、これまで局の中のジョブローテーションで人材育成できてきたものが、区役所という組織に入って、区役所の中でのジョブローテーションが昔よりもかなり多くなってきてございます。そういったことがありまして、人材育成上課題を抱えているのではないかと意見が庁内でございます。

次に、情報共有・参加・協働やサービス向上に向けた区役所職員の人材育成ということで、協働でやっていく職員ですとか、あるいは区役所で窓口サービスを提供して

いる職員の人材育成というのがこれまでも課題でしたし、これからもしっかりやっていかなければいけない。

次に、地域のことは地域で解決というのがこれまでの区政運営の基本的な考え方の一つでございましたが、その実現に向けまして、地域のことは地域で解決と言っているのですが、それをどうやったら地域のことは地域で解決するのかという具体的な考え方が実は余りありませんでした。そこで、一生懸命やっている団体とか市民がいれば、そういう方々と協働でやっていくということはもちろんこれまでもやってきたのですけれども、そもそも普通に暮らしている市民をどう地域に向けて少しでも課題解決を担ってもらおうかというところの考え方とか手法とかが少し足りなかったものですから、その考え方とか手法を具体化していく必要があるだろうと考えているところでございます。

次、3番目に社会状況の変化でございます。こちらはこの10年間にいろいろな社会状況も変わっていると考えているところでございまして、1つが左上でございましてけれども、地域で地域を支える時代ということで、これも口幅ったいですけれども、地域包括ケアシステムをやっていかなければいけないとか、東日本大震災以降、地域、社会との結びつきが前よりも大切だと思うようになった人が80%近くということで、市民の意識も徐々に地域というところに目を向けつつあるのかなと考えているところでございます。

その下のきめ細やかな相談支援というところですが、これも地域包括ケアの考え方から来ているところでございましてけれども、少子高齢化とか家族機能の変化を背景に、福祉ニーズが普遍化しということで、昔であれば家族機能の中で、今であれば福祉にお世話にならなければいけない人も当時は吸収できたものが、今、核家族化とかでなかなかそういうのが吸収し切れなくなりまして、したがって制度の方もそれに対応するために介護保険法ですとか障害者自立支援法、あるいは子ども・子育て支援新制度ということで社会福祉の枠組みも大きく変わってきている。そういった中で、そうはいつでも皆さん、地域の中で幸せに暮らしていくためには福祉の方も利用者本意のサービス提供に向けたきめ細やかな相談支援が必要ということで、機械的に福祉の制度を当てはめていくということではなくて、その人がその人にとって一番いいサービス提供というのは何なのかという観点でやっていかなければいけない時代に来ていると考えているところでございます。

右側に参りまして、さらなる行財政改革（質的改革）の必要性ということでございます。当面人口増が続きますけれども、やがて来る人口減少を見据えて的確に対応していく必要があるということですか、あるいは国民負担の増加が不可避という中で、区役所のサービスも市民の見る目も一層厳しくなる中で、区役所は第一線の行政機関でございますので、質的改革を高めないと市民の理解を得られないだろうと考

ているところでございます。

それからマイナンバー制度の導入も大きな転機になるものと考えておりました、今年度から導入されますけれども、特にマイナンバーを活用してサービスの提供手法も変わってくると考えております。番号の連携で、例えば手続に証明書が要らなくなるとか、そういった利便性が向上するのはもちろんのこと、将来的には来庁しなくても自宅のパソコンで届け出ができるようになったりとか、あるいはプッシュ型のサービスということで、その人にとって必要な情報提供がインターネット上でなされるということも考えられますので、そういったことを見据えながらサービス向上について考えていく必要があると考えております。

こういった社会状況の変化を踏まえますと、区役所というより市全体としては持続可能な社会の構築に向けて行政の果たすべき役割を捉え直す必要があると考えておりました、これが市による直接的な市民サービスの提供という部分と、市民の主体的な取組を促し地域でお互いに助け合う仕組みづくり、こうしたことを行政としてしっかり取り組んでいかなければいけないと考えているところでございます。

右側に参りまして、現状と課題を踏まえた今後の方向性でございます。これからの区役所の役割のイメージなんですけれども、今2つありましたけれども、大きく分けて公助の取組と自助・互助・共助の促進というところで分けてございます。

公助の取組といたしましては、いわゆる窓口サービスと言っていいところなのかもしれませんが、身近なところできめ細やかな相談支援ですとか、地域では解決困難な課題の解決、あるいは公平性や安定性が求められる行政サービスの提供、こういった公助の取組はしっかりやっていく必要があるだろう。

あわせて、下の自助・互助・共助の促進なのですが、市民の主体的な取組を促していくためにこのような取組が必要と考えております。反時計回りで回っていますけれども、1つ目が地域のつながりやコミュニティづくりの仕掛けとかきっかけづくりが必要だろうと考えております。地域の市民同士をつなげて顔の見える関係をつくっていく。そうした仕掛けとかきっかけづくりを通じて、地域人材とか団体を発掘していく。そこで地域人材を育成したり団体をネットワーク化したり、そういったコーディネートをすることによって、地域の課題解決を担う主体の育成・連携の支援を図っていく。そういった課題解決の主体を育成して、具体的な課題解決の取組へつなげていく。多様な主体が協働で地域課題の解決や地域活性化に取り組むということで、当然、その多様な主体の中には区役所や本庁も含まれております。課題解決に協働の主体として取り組んでいく。

そこで次に、その課題解決というのはもちろん解決自体が目的ではあるのですけれども、そういった課題解決への取組を通じまして、地域のつながりとかコミュニティづくりができないか。例えばさっき私が申し上げた落書き消しのような地域の課題を

解決するという取組の中で、いかにしていろいろな人を巻き込んで、そこで顔の見える関係をつくっていくという取組をすることによって、地域のつながりとかコミュニティづくりにつながっていくということで、こういった循環をぐるぐる回していくことによって、安心して暮らせるふるさとづくりへつなげていきたいと考えているところでございます。

②局区間の役割分担の基本的な考え方で、これは庁内的なところになるのですけれども、何を区役所でやって何を本庁でやるべきかというところの考え方を示しているものでございます。

利便性、妥当性、効率性と書いてございますが、利便性につきましては、住民の利便性の確保とかサービス向上に資するものが当然と言えば当然のこと、それから迅速な対応が可能になるもの。妥当性につきましては、そうはいっても区長のマネジメントが有効に発揮し得る可能性があるものということで、これを今後やっていくに当たって、法定でがちがちのものを区長にやったとしても、特に判断を差し挟む余地がないものについてまで今後移管していくということになりますと、何のためにというのが分からなくなりますので、区長のマネジメントが有効に発揮し得る可能性があるものとか、分散して実施しても専門性の担保が可能なもの、こういったものがあるのかなと考えております。それから効率性ですけれども、一定の行政需要が存在するものとか、職員定数が肥大化しないもの、全市統一的な処理よりも効率性が高いものということで、こういった部分もあるかと思っています。

これは必要十分条件ということではなくて、この3点を総合的に勘案しながら、26年度業務棚卸しということで、今日は用意しておりませんが、今、庁内でこういった業務を区に移管できるかどうかという検討をしているのですが、そういったものを勘案しながら、組織として区移管、あるいは集約するものですか、局所管の業務を区役所庁舎内に置けばいいのではないかと、あるいは区域内に局所管の事業所として置けばいいのではないかと、今後、区における総合行政の推進の観点に留意しつつ調整する。あくまでも市民にとってみれば、その地域の課題解決、住民にとってのサービス提供というのが大事ですので、それが区の組織にあった方がいいかどうかというのは、そういったことを踏まえながら検討していく必要があるのではないかと考えているところでございます。

それから③のこれからの区役所の取組に必要な仕組みづくりですけれども、1つ目は執行体制や区予算のあり方の検討ということで、保健・医療・福祉分野における市民の個々のニーズにきめ細やかな支援を提供するための機能・体制の検討ということで、これは地域包括ケアに関して専門支援機能とっておりますけれども、そういったための機能・体制の検討ですとか、あるいはその下が、地域で顔の見える関係づくりや地域支援、地域包括ケアシステムで言うところの地域支援というのがございます

けれども、そういったための機能・体制の検討ということで、具体的には地区担当制が必要なかどうかということについて検討してまいりたいと考えております。

それから継続的なサービス向上に向けた機能・体制の検討ということで、区役所サービスを今後も継続的にやっていかなければいけませんけれども、そのための機能・体制の検討も必要であろうと考えております。

それから局区間の役割分担の考え方に基づく事務事業・施設等の移管・集約の検討ということで、今現在、本庁に来庁が必要な市民サービスがあれば、それは区移管の検討の対象になるでしょうし、サービス提供と直接関係のない内部管理業務とか対事業者業務については集約してもいいのではないかとということで今検討を進めているところでございます。

それから人材育成でございますけれども、高い意識と専門性を持つ人材育成の推進ということで、先ほど申し上げました区役所の組織の変遷という中で、そういう中にもなお政策分野ごとの専門性を高めるためのジョブローテーションのあり方を今後、関係局区と検討していく必要があると考えております。あるいは、地域をコーディネートする能力・協働のマインドを持つ職員の育成ということで、先ほど地区担当制の必要性ということについてお話ししましたがけれども、それをいきなりやれといってもなかなかできるものではございませんので、そういった職員を育てていくことも必要かと考えております。

それから広報・広聴ですけれども、これも地域の課題をちゃんと把握することが区役所は求められますので、そういったことの仕組みづくりですとか、あるいは個々の市民にとって今必要なサービスは何なのか、直接届けるための仕組み、こういったものが何かできないかということも今後検討していく必要があると思っております。

今、庁内でこのような議論をしておるところですけれども、こういったことについて委員の皆様から御意見をいただければと存じます。説明は以上でございます。

伊藤委員長 ありがとうございます。それでは、委員の皆さんから御意見、御感想、御質問等をいただければと思います。特に事務局から説明がありました（仮称）「中長期的な区役所のあり方」の策定に向けた基本的な考え方の右側、4、現状と課題を踏まえた今後の方向性におけるこれからの区役所の役割と、局区間の役割分担の基本的な考え方の点を中心にお願いできればと思います。いかがでしょうか。

名和田委員 いろいろあるのですけれども、まず一番実効性があるって大事なことというのは、人事政策というか人事交流というか、こういう言い方は語弊があるかもしれませんが、優秀な職員に区を経験させる、しかも区の中でも住民に対応する、ここで言うコーディネート役を果たすべき地位に置く、これが一番大事なことはないかと思えます。さっきも25年ぐらい前に区役所のことに関心を持ちましたと言いましたけれども、あの当時はまだ区役所で一生を終わる職員というのはたくさんいたのですね。局

のことをよく本庁と言ったりしていましたがけれども、局と区の間には画然たる線があって、区の職員で私はどうせ区にずっといるので予算のことなどはさっぱり分かりませんか、そういう投げやりなことを言うような方も30年前はいらっしやったように記憶しています。

それがだんだん政令市の中でも局と区の間での風通しがよくなって、いわゆるできる職員が区に配属されていて、だんだんそういう人事政策が定着していくと、私は今度は区に行きたいということをお優秀な職員ほど言うようになっていくと思うんですね。川崎市もこの数年ぐらいそういった流れが非常に出てきていて、私は非常に頼もしく思っています。この方向をどんどん加速させるということを私はひそかに期待しております。

そこで、それに関連する質問なのですが、1つは、今、地域に対応するコーディネーター役を果たすべき区の部署ということをお言いましたけれども、具体的にはどれがそれに当たるのか。私は川崎市の区役所の現状をそれほど知っているわけではないので。横浜市ですと区政推進課と地域振興課、福祉保健課が地域福祉計画を所管しているので、この3つが区民に顔を向けて日々仕事をしている人たちなのわけなのですが、川崎市の場合はどうなっているのかということをお知っておきたい。

それから、特にそういう部署の方々について全市的に調整を要することがいろいろあるかと思うので、そういう担当の課長とか係長を呼んで月1回調整会議みたいなものを開くというようなことはやっぴらっしやるのかどうか。そのあたりをぜひ基本知識として教えていただければと思います。例えば地域振興課長の月1回の集まりを多分やっぴらっしやるのではないかと思うのですが。

区調整課長 先ほど先生の方から横浜の事例がございましたけれども、参考資料2、区役所機構、区役所組織図を御覧いただければと思います。済みません、後ろの方になりますが、A4縦の資料、参考資料2でございます。まず先ほどからお話が出ています区民会議を所管しておりますのが、まちづくり推進部の企画課になります。1枚おめくりいただいて、それぞれ組織ごとの事務分掌が出ています資料がございしますが、区役所というのが一番上に来ていて、副区長が来て、下に来ておりますが、その中の企画課のところ(1)から(6)まで、区政に関する調査及び企画立案とか、今申し上げた区民会議、区に関連する事務事業の調整、広報及び広聴、区内の事業所等との連絡調整、市政に関する陳情、要望等の受け付け及び処理となっております。こちらが区役所の中で区役所内もそうですし、局との調整の窓口になるのが企画課でございます。

さらに1枚おめくりいただきまして、裏側の方で、横浜と同じになるかと思いますが、地域振興課がございまして、この中で地域活動支援係、主に町内会・自治会などの支援をする係と、まちづくり推進係というのがございまして、(1)の区のまちづく

り推進ということで、それぞれ区でまちづくり推進組織がございまして、そちらの支援等を通じながら地域の中の課題を見つけていくような活動もこちらの中でやってございます。

保健福祉の分野でいきますと、1枚おめくりいただいて、保健福祉センターというのがございます。こちらの中で地域保健福祉課というのが組織図の一番上にございすけれども、この中の(7)健康増進法に基づく健康増進事業ですとか、(8)の地域支援事業が直接地域に出かけて行ってという保健福祉分野の事業になります。

区調整課担当係長 あとは道路公園センターの中にも、そこには出てこないのですけれども、協働推進を担当する課長がいて、公園愛護会ですとか公園の管理運営協議会の設立などを支援したりとか、支所・出張所にも今申し上げた地域振興の機能がございまして、そちらでも、あるところについては地区ごとに担当を分けてやったりもしております。

名和田委員 生涯学習支援課という課の市民館とか、こういうところの関わりも、区民と直に相對するということですか。

区調整課長 そうですね。社会教育の事業などをそちらでやっております。

企画調整課担当課長 そのほか危機管理担当も自主防災組織との関わりですとか、交通安全ですとか防犯というところで関わっています。

名和田委員 各課の同じ仕事をしている課長や係長が集まって、それはよくやっぴらっしゃるのですか。

区調整課長 はい。先ほど申し上げた企画課の企画課長会議などは月に1回は必ず定例会をやっております、それ以外にもそれぞれ案件のあるときには集まっております、大体月に一、二度は集まっておりますその時々局からの提案事項ですとか、依頼事項の調整などをその場でやっております。

秋山委員 これまでの10年から、今回のこれからの中長期的な区役所のあり方というのは、さらに踏み込んだ大変よく練られた案だと思えました。具体的には市民を問題解決の主体として、単に市民活動を応援するとか協働を応援するというところから、さらに一歩踏み込んで、自助・互助・共助を促進し、本当に市民の力を市及び区のあり方に生かしていこうということがとてもよくあらわれていると思えました。特にこの図はとてもよいと思っております。

質問ですが、地区担当制の必要性の検討というのがこれからのところに出てきますが、地区担当制というつまり保健師等の地区担当が思い浮かぶのですが、ここで言われている地区担当制というのは、具体的には？そういう専門職の話ではなくということですか。

区調整課担当係長 そこはまだこれからではあるのですけれども、庁内でもいろいろな議論があるところでして、1つは保健師のように地域に入って行って個別の支援を行っ

ていくという考え方もありますし、一方で、まちづくりの観点から言えば、地域に入って行って、町内会長とか民生委員さんとか主任児童委員さんとかと話をし、地域の課題が何なのかということを引き出す。こんなことを解決したいと思っているとか、こんなことが課題だと思っているということを引き出して、ではどうやったならばそれができるのだろうかと一緒に考えて、地域の主体的な取組を促していくという役割もあるよねとか、あるいは地域の中で会議体を持ってその中のコーディネートをしていくのだという役割もあるのではないとか、庁内でもいろいろな意見があって、まだ定まっていないところでもあるので、こういった場でこういうものが必要なのではないかと御意見をいただければと思っております。

秋山委員 1つはエリアの話。地区担当と言ったときの地区という範囲がどの範囲なのかという話と、もう1つは分野ですとか、おっしゃっていた部分の話というのがあると思いますので、今後それを議論していくということですね。分かりました。

保健師に関してはいろいろ揺らぎながらも、最近では地区担当の重要性というのが改めて言われるようになっておりますので、地域包括ケアをやっていく上でどういう形で取り組んでいくのかというあたりを議論できるといいのかなと思いました。

この図の中で具体的な取組というのが目的であり、かつ手段だということは全くそのとおりだと思います。今、市民の組織化的部分も含めて、すごく喫緊の課題であり共通していると思うのが、今までの10年で取り組まれてきた子育て支援や子どもの虐待を防ぐといった児童の問題と、高齢者の徘徊とか認知症の課題というのは、どちらも市民のネットワークとか、見守り機能がすごく重要な分野ですよ。まさに地域包括ケアというのは対象者が高齢者だけではなく、障害を持った方ですとか子どもとか、いろいろな方々が含まれてくると思うので、そのあたりの地域資源を協働でうまくつなげていくというのができるといいなと感じました。

名和田委員 まさにそこが一番私も関心があるところで、そうすると地区というものをどう定めるべきかというのが川崎の場合は非常に悩ましい。政令指定都市というのは区役所といってもめちゃくちゃ大規模ですよ。大阪市はすごく小さいので、あれはコミュニティに近いところにいると思いますけれども、それ以外の政令指定都市の区は面積も人口規模も大きいし、したがって区役所の機能も大きいとか、いわゆる大区役所主義であるということなのですが、そうすると、それ自体が1つの20万都市、30万都市みたいな大規模なもので、これで区民を一体的に相手にするというわけには到底いかないで、ほとんどの政令指定都市は区のさらに下に分権的な仕組みを持っていると思うんですね。いわゆる都市内分権を二層制にしているということだと思います。

こういう動きが割とはっきりした皮切りは、僕は新潟市あたりではないかと思っているのですが、大体どこでも区にまず参加協働の拠点的な仕組みがあって、さ

らに各コミュニティ地域にいろいろな住民組織を設けてもらうといったような取組をかなり多くの政令指定都市がやっていて、それに非常に立ち後れてきたのが横浜市と川崎市だと私は思っているのです。ところが、横浜市は余りにも立ち後れているために、住民側がそれなりに対応していて、連合自治会の区域と地区社協の区域がばっちり合っているのです。かつ割と動きやすい区域になっていて、民児協の区域も多分それとほぼ一緒だと思います。

川崎の場合は、連合の区域というのは割と大きいのではなかったですか。あと連合もないところがあったりとか、地区社協の区域と合っていませんよね。それからこども文化センターとか老人いこいの家とか、そういう施設も地域を総合的にマネジメントするときの拠点になるという位置付けを十分与えられていないと思うんですね。

横浜市の場合はそうやってたまたま住民側の区域が合っていたので、それを目途に地域保健福祉計画で地区別計画をつくるという形で、まさに普通の政令指定都市でやっているような二層制の自治の仕組みができたと思うんですけれども、川崎市ではそこをどうするか、非常に難しいところで、民児協の区域などというのは多分エリアとしては適正なのかもしれないけれども、民児協の区域を選べば当然自治会はそっぽを向きますよね。それはまずいので、どうするのかなとちょっと思案する。中学校区エリアでつくるのか、まず地区割りの考え方をきっちりしなければならなくて、その背景には、ではどういう地区マネジメントを住民に担ってもらうのか、それに対して地区担当職員がどういう支援をするのかということをも十分煮詰めないといけない。

私などはコミュニティ政策の立場から言うと、90年代以降のコミュニティ政策というのは地域福祉的な様相が強いですね。ですから秋山先生にもお知恵をいただいて、そういう絵をかなり具体的に描いていかなければいけない時期に川崎は来ているのではないかと感じます。

ついでにもう1個言うと、生涯学習支援課という課が地域振興課とは別に独立して存在しているわけですね。生涯学習活動をしている人たちというのもある種の人材で、さっきの御説明でも社会教育で学んだことを地域に生かすとおっしゃっていたので、私は重要だと思うのですが、実際には市民活動とか社会貢献活動とか、あるいは福祉ボランティア活動とかを担っている方々と生涯学習活動をされている方の間には、言い方は慎重にしなければいけません、若干溝があるケースが見られます。これらの人たちを融和させて、地区レベルでこれらの人たちが一緒に議論をし、行動するような、そういう仕組みをつくる。それに向かって絵を描いて、それと連動させて地域ケアシステムを整備する、そういう具体的な絵をそろそろ川崎も描かないといけないのではないかと私は思っております。

区調整課担当係長 今の地区割りの件なのですけれども、確かに一致していないところも結構ございまして、一致させるのがいいのか、それとも一致させると、それなりに地

域へのハレーションがどうしても避けられないというところがあって、そういったことを前提としながら、川崎はこうですよと一律に決めるのではなくて、その区の中でそこにいる主体と話し合って、どういうふうに地区を割っていくかというのを区の判断に任せるといふこともあるのではないかという意見は、これまで区長さんたちからもいただいているところであります。地区担当制を入れるとすれば、どういうふうな形でどういう地域単位でやっていくかというのは、今日いただいた御意見も参考にしながら検討させていただきたいと思っております。

伊藤委員長 今の話で、地区担当制というのはいろいろなところで導入されつつあるのですけれども、その地域によってかなり地区のイメージというのが変わっていて、町内会・自治会レベルだったり、その連合会レベルだったり、中学校区だったり、かなりいろいろあると思うんですね。今お話がありましたとおり、その地区の捉え方というのも実は川崎の場合には各区で異なる可能性があって、そこは慎重に考えなければいけないと思います。また、地区担当制で職員の方を割りつけるということになると、それだけでもかなりマンパワーが必要になる。実際にやっているところでは、勤務時間外とか土日にイベントに駆り出されたりとかして、職員の方の労働時間の関係からしてもかなり大変なことをやらざるを得ないということがあって、これをやる場合には効率性の観点も少し考えなければいけない。

長期的に見ると、職員の方の能力形成とか地域との協働のスキルアップにはかなりつながる部分はあると思うんですね。全体として人事管理の面から回していくのは結構大変なので、他市の例なども見て検討する必要があると思います。

たしか札幌市は連絡所とか、今、地区センターと言ったか、かなり小さい単位で担当職員がいるはずですよ。

名和田委員 あれは90か所もあるのでしょうか。我々とは全然基盤が違ってしまっていますね。

伊藤委員長 でも、あそこはあんなに職員の余裕があるのかなという気がして、それは特殊な例かもしれないのですけれども、政令市を含めてほかの自治体の例などを見ながらこの必要性については考えなければいけないと思います。

それからあとは②の3つ基本的な考え方があるのですが、真ん中の妥当性というのは、何を指しているのかというのがいまいち分かりづらいという気がします。利便性と効率性は分かるのですけれども、要は区が主体的に担う、あるいはマネジメントが専門性を発揮でき得るような領域をどう捉えるか。中身は分かるのですけれども、言葉としていいのかなと思います。では何にすればいいのかという対案がないのであれなのですけれども、もう少しここは議論する必要があると思いました。

あと今、秋山委員からも御指摘がありましたし、名和田委員からも御指摘がありましたけれども、今後、地域の福祉等々にかかなりコミットした形でこの区役所の機能を

再編していく必要があるときに、トップに位置する区長さんが地域福祉に関わる、あるいは医療等を含めていろいろなことに関わる専門職の方とか専門的な地域団体の方とどううまく全体の調整を図っていけるか、そういう能力みたいなものも恐らく必要になってくると思います。それ以外にも地域の経営とか、あるいは地域の組織の方々との連携・協働のスキルみたいなものがかなり問われてくると思いますので、人材育成の一環だと思いますけれども、区役所の中での幹部職員の方の人材育成とか能力開発をどう図っていくかということも恐らく論点にはなり得るのではないかと考えています。

もし事務局から何か御発言があれば。

区政推進部長 先ほど名和田先生がおっしゃられていた市民館ですけれども、確かに私は区役所にせんだってまでおまして、いろいろな人材がおられるなということで見えておりました。おっしゃるように区役所にいる方と少し違う方がいらっしゃるの、そういう意味ではそこをどうつなげていくかというのはすごく大事だとは思いますが、何かキーワードみたいなものがあれば、私たちがこれから検討するに当たって参考になるかなと思ってお聞きします。

名和田委員 それに対する直接のお答えでない部分が多いんですけども、まず横浜市で桜木町に市民活動支援センターというのがありますよね。前は市ヶ尾と戸塚にランチがあったんですけども、その体制に対して各区に市民活動支援センターを少なくとも1つ置くべきではないかということになって、そのときにそれを受けて、ほかにリソースがないものですから、区の生涯学習支援センターを転用したんですね。そのために全市レベルと区レベルで若干のトーンの違いが生じました。全市の桜木町のセンターは市民公益的志向で、今、管理運営団体になっているのは市民セクターよこはまという福祉系の中間支援組織なのですね。そういう社会公益的な活動の精神構造の人たちが全市の市民活動支援センターでは活動しているのに対して、区では今度は生涯学習支援センターのリソースを使っているために、そっちの方の精神構造が大きい。もちろん区によってかなり異なるようには思いますが。

そんなこともあってか、両者はこれまで余り交わらなかったの、そこを今、全市のセンターは大分手をつけ始めています。一方区の側にもいろいろと動きがあり、例えば、実は私は自分で港南区で市民活動をしていて、私が関与している港南台タウンカフェというコミュニティカフェは港南区役所の区民活動支援センターのランチだということになっているのですね。

横浜市には御存じのとおり地域ケアプラザというのがありますよね。地域包括支援センターのもとになった横浜市独自の施設で、90年代から中学校区に1個をめどに整備され続けているものです。他方で、社会教育施設としてずっと整備してきた地区センターとかコミュニティハウスというのがあります。この2つの合同研修というの

が今非常にはやっています、この動きは私も年来望んでいたことなので、多少関与したりしておりますけれども、こういう生涯学習系の活動者と市民活動系というか、福祉系ないし社会貢献系の活動者と、さらにそれを支援する立場にある社会教育主事とか地域福祉コーディネーターとかの職責のコーディネーターとが同じ志向性を持って地域コミュニティを形成していくということが目指されるべきだということが、ようやく政策的な合意になってきたと思うんです。なお、地域交流コーディネーターというのは、地域ケアプラザに1.5人配置されています。

ドイツなどは社会教育主事とソーシャルワーカーとほとんど同じ、イコールなんです。地域で支援活動をしているときに、その両者は意思疎通をごく普通にしています。恐らく日本でもそういう支援者側が同じ目線でコミュニティに関わっていくといったような、それこそ人材育成がされるべきで、そのための研修のメニューなども必要でしょうけれども、さらに現に活動することそのものがオン・ザ・ジョブ・トレーニングというか、現地の人がどういう発想でどんなことを考えているのかということ、その過程ではまさに伊藤先生が危惧されたように過重労働が生じてしまうので非常に心苦しいのですが、そういうことをやる中で川崎市の区役所の地域コーディネーター文化ができていくと思います。

直接のお答えになった部分はほんのわずかなのですが、済みません、そういうふうに考えています。

伊藤委員長 ほかにはよろしいでしょうか。

名和田委員 さっき区民会議という話が出て、ちらっと話題に出たのが、まちづくり推進組織というのがありますというのを地域振興課の説明のときにおっしゃいましたね。

あれはまちづくり協議会というものですか。

区調整課担当係長 はい。区によって多少呼び名が違いますが。

名和田委員 よそ者の目からすると、区民会議は調査審議機関であって、いわば区民の総意的なものを表明はするけれども、では、それは一体誰がするのかというと、ドイツなどですと高福祉高負担国家ですから当然行政がするわけですね。ところが、日本の場合は区民会議が表明した意思を行政ももちろん受けとめて、さっき御説明があったように予算化するけれども、そうではない部分があるわけです。住民自身が自分で担うべき部分があるとされる。これが協働という政策理念だと思うんですけれども、では、区民会議の意向を受けてそれを実現する区民というのは一体誰なのだろうかというときに、まちづくり推進組織がそれだと、よそ者からは見えるんですけれども、実際にはいろいろな歴史的経緯があるらしくて、全然そういう仕切りにはなっていないですね。

私は、恐らく区レベルで区民会議が、抽象的というのは悪い意味ではなくて、区全体に関わる抽象的な議論をしていただくのは非常に意味があると思っていますのすけ

れども、そこで打ち出された政策的な方向性を行政も市民も追求しますという建前に立つのであれば、では、区民側がどういう姿勢でそれを受けとめるのかということを考えなければいけなくて、恐らく全市一本のまちづくり推進組織でできることは限られているのではないかと。だから、それこそ新潟市みたいに中学校区に1つだか小学校区に1つだか、それはまさに地区割りの問題なので、これから議論しなければいけませんけれども、各地区レベルの住民組織に委ねていくという仕組みに究極的にはなっていないかと思えるのではないかと。思っています。

私が自治推進委員会の委員長をやらせていただいたときにも、区民会議とまちづくり推進組織との関係というのは若干議論になりましたけれども、そろそろ本格的にその辺を整理して、まさに超高齢化を迎える前にそれに耐える住民側のシステムをつくるという絵を描かないといけないのではないかと。思っています。

区調整課担当係長 区民会議につきましては、また次回、次々回のときに本格的に御議論いただければと思っておりますけれども、今、全区で20人が大体四半期に一遍ぐらいやっているのですが、そうした枠組みを前提にして考えると、そもそも20万人以上いる、いわゆる中級都市ぐらいのレベルのところでそれでいいのかということからも少し検討しなければいけないと思っております、そういった観点でやっていただければと思います。中の議論でも、区民会議が知られていないというのが課題だと言っているのですが、20人でやっている、区全体の共通するような課題をどうしても取り上げざるを得なくて、自分の住んでいる地域の課題について議論できるかということ、身近な課題について議論できて解決していくというよりは、区全体で上澄みをやらざるを得ないというのが現状でございますので、そういうのも必要でしょうし、もっと身近なところの課題を解決していくということも必要かと思っておりますので、そうした点でまた御議論いただければと思っております。

伊藤委員長 あと細かい点ですけれども、窓口の業務ですが、国保が都道府県に移管されるという話もあります。窓口レベルでは今までどおりということでしょうけれども、市が保険者ではなくなるという話があって、市あるいは局と区の連携だけではなくて、区と外部の主体といいますか、その連絡調整の中で市役所の本庁の各局がどういう役割を果たすのかということも、多分将来的には課題になってくるでしょう。先ほどのマイナンバーの話も全体としてどのようにコーディネートしていくのかという話も出てくると思っておりますので、局と区の間関係というのはかなり重点的に検討する必要があると個人的には思っております。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、そろそろ時間も参りましたので、これで本日の議題は終了いたしますが、委員の皆さんからその他、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。よろしいようでしたら、事務局に議事進行を戻したいと思

ます。よろしくお願いいたします。

区調整課長 ありがとうございます。それでは若干事務連絡をさせていただきたいと思  
います。

議題の中で中長期的な区役所のあり方の検討スケジュールについて御説明させてい  
ただきましたけれども、今後の部会につきましては2回目を7月に、3回目を9月に  
ということで開催したいと考えております。7月につきましては事前に先生方にお伺  
いしましたところ、7月17日の15時が適切かと思われますけれども、この日程でよろ  
しゅうございましょうか。

伊藤委員長 済みません、私はもしかしたら当日、若干遅れるかもしれなくて、今調整中  
なので、このままで大丈夫だとは思うのですが、その場合は御相談させていた  
だきます。

区調整課長 では、7月17日を軸にまた調整させていただきたいと思います。よろしくお  
願いいたします。

### 3 閉 会

区調整課長 以上をもちまして、第1回の検討部会を終了させていただきます。長時間ど  
うもありがとうございました。

午後7時52分閉会